

平成20年3月11日(火)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
20番	広瀬捨男		

本日の会議に欠席した議員

19番	西岡一成
-----	------

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	豊田正利
教育長 職務代理者	林鉄雄	企画部長	奥田尚道
総務部長	新田年一	市民部長	松井勝一
福祉部長	青木輝夫	巢南庁舎管理 部管理長	福野正
都市整備部長	松尾治幸	調整監	後藤仲夫
環境水道部長	河合信	会計管理者	広瀬幸四郎
福祉部長心得	石川秀夫		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鷺見 秀 意 書 記 棚 瀬 敦 夫

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） どなたもこんにちは。

午前中は、各中学校の卒業式に御出席賜りまして、御苦労さまでございます。

引き続きまして、午後から一般質問に御出席を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は18人でありまして、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

5 番 吉村武弘君の発言を許します。

吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 吉村でございます。よろしくお願いいいたします。

1 点目、野田橋の拡幅について、2 点目は旧巢南町の補償費の支払いについて、3 点目、有線広報と書いてありますけど、防災無線の誤りでしたので、防災無線についてという、3 点についてお伺いいいたします。

それでは、質問席に戻りまして質問させていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは 1 点目、野田橋の拡幅についてお尋ねいたします。

通学路の安全対策ということで、穂積中学から西の方、サークルKの信号まで舗装整備していただき、歩道はカラー舗装していただいて、それからサークルKから西へ牛牧団地の方へ向かって、野田橋までは歩道がございますが、野田橋の部分が狭くなり、それで、現在いつ事故が起きても不思議ではない状態であり、そして、だれが加害者、被害者になっても不思議ではないという状況でございます。

そこで、お願いをするんですが、何とか野田橋の北側の拡幅をお願いできないかということで、すぐやれといってもなかなか難しいでしょうから、とりあえず調査費を上げていただいて調査していただき、そして、できるだけ早く拡幅をお願いしたいと思いますが、どのようにお考えか、御答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 吉村議員の野田橋の拡幅ができないかとの御質問についてお答えします。

朝夕、牛牧から穂積駅間の通勤の車両とか、中学校への通学の状況を見ても、御質問の野田橋は橋の前後の道路北側に歩道がありますが、野田橋は両側に50センチほどの路肩があるのみで、歩行者、自転車の安全が確保されているとは言いがたい状態ではあります。

一方、この橋は昭和55年に架設され、昭和63年、県から市の所管となった橋であります。橋梁の設計基準も近年変わってまいりまして、この橋の拡幅は、橋の安全性を考慮すると拡幅は困難と考えております。そのため、単独で橋の北側に並行して歩道橋を設けることがよいのではないかと考えております。なお、橋の取り付け部になる両側には家も建っており、用地等の御協力をいただくことも必要となってくると考えております。

今後、五六川については将来河川拡幅の計画があり、河川管理者や関係者との協議を進めて、設置に向けて前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 調整監の今の御答弁でわかりましたけれども、確認しますけれども、これは橋単独では広くできないということで、現在、市民センターの横の中川の橋の歩道橋ですね、ああいったような感じのものならできるんじゃないかと。自転車、歩行者等が渡れるものを北側につくると。それで、用地買収を地元の方で協力してやればできるという答弁だと思いますけれども、その辺、もう一度確認します。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 吉村議員の言われたとおりでいいです。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それでは、これに関して、やはり調査しなきゃいかんということで、調査費を20年度に出していただけるように、補正予算でもよろしいですもんで、調査してかからなきゃいかんというように思いますので、その辺のところはどうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） 今後検討してまいりたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 今後検討していただくということですので、今後、何度も何度もこれについてはお願いいたしますので、よろしく前向きにできるように、1年、2年では無理かもわかりませんが、せめて三、四年、5年ぐらいでは拡幅ができるようお願いしたいと思いますので、その辺のところよろしくお願い申し上げます。

次に2点目については、情報公開で、24枚ございますけれども、情報公開で得た公文書から

質問させていただきます。

これはどういうことかといいますと、西地区特定環境保全公共下水道処理場にかかる補償について、大月区長あて、その当時の巢南町長 堀孝正氏との覚書、それから補償契約書がここにございます。それはどういったものかと申しますと、補償額5,000万円を大月区に支払ったということではありますが、ちなみに「補償」というのは、広辞苑によれば「補う、償う」ことなんですね。それから、財産上の損失を金額で補うことを補償というのですが、支払いに対して、これの法的根拠というのは、いわゆる国家賠償法による賠償金として払う方法と、それから自治法232条の2項の規定によって寄附金として払う方法と、そして憲法の29条の第3項を根拠とした損失補てんというのがあるんですが、これは、どういう法的根拠にのっとって支払いが行われたのであるかという御説明をしていただきたいと思いますけれども、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 西地区の特定環境保全公共下水道事業は、平成10年2月24日から事業を開始いたしました。そして、平成16年4月1日より供用開始をしておりますということは議員も御承知のことと存じます。この下水道事業を実施するに当たりまして、西地区の地元の役員さんとも幾多の協議を重ねてまいりました。西地区には10の集落がありますし、この10の集落の汚水を処理する施設を大月の区が承諾していただき、最終的には議会の御理解を得て、事業開始に至ったところでございます。

ただいま吉村議員の御指摘のとおり、補償費としての支払い方法は不適切であったと思います。当時としてはこの方法が最善と理解して、事業の推進に取り組みましたことも御理解賜りますようお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 当時のこの近辺の町村において、下水処理場がつくられて、それでもって補償費が払われたところとそうでないところがあるわけなんですけれども、南濃町あたりは、処理場から集落までの距離が100メートルで、補償金なし。それから安八町、これも処理場から集落までの距離が100メートルで、補償金はなし。海津町では、集落から処理場までの距離が200メートルで、地元への協力金がありますが、金額は不明。それから、平田町においてはわかりません。上石津町についても不明。和良村については、補償金が70戸掛ける1万円で70万円。出されたところ、出されていないところ、いろいろありますが、これは現金で支払われたわけなんですよね。一般的には、そういうものをつくられた場合に周辺の整備改良をされるんですが、現金で払われるというのはまず少ないと思いますが、これは市長にお伺いしますけれども、今、部長が適法ではなかったとおっしゃられますが、では、これは違法であったので

はないでしょうか。御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

今、議員から御質問がございます件におきまして、下水道事業を進めるに当たりまして、私といたしまして、先進地を少なくとも10ヵ所以上、県内、県外を含めましていろいろ視察研修をさせていただいたところがございます。そういった中で一番難しいのは、何といたしても処理場の新設の場所でございます。これが一番難しいことでございます。そして、下水道で難しいのは、できた後のつなぎ込みが難しい。こういうあれで、いろんなところに行きましたが、今御指摘になっておりますこと、実は過去の巢南町のことでございまして、このことにおきましては、議会とも十分協議をさせていただきまして、御理解をいただいて進めてきたことございまして、合併をするに当たりまして、過去のいろんなそれぞれの町の問題がございます。そういうものをきれいになしにしてということで合併がなされておる中におきまして、こういう問題をお取り上げいただいて、私にとりましては極めて不愉快な問題でございますが、せっかくの機会でございますので、お答えを申し上げるところでございます。

いずれにしましても、やはりこの地域におきましては一つの旧巢南町のタウンセンター構想、いわゆる巢南の中心でございまして、ここにまちの中心の公共施設を固めて、ちょうど中心になります。そういう計画を第3次総合計画の中で御決定をいただきました。さらには、この地域におきましては、35年間に及びまして、3回土地改良事業が流れております。これは集落の感情問題等々、ここだけができておりません。何とか整備をしてもらいたい。そんな中で、タウンセンターもとりたいというところがございます。

土地改良をやっていただくことにおきまして、あとの町の投資がうんと減るわけでありまして、この土地改良を抜本的にやっていただくことによって、完成した暁には町の投資が少ないわけでありまして、そういう意味合いもございます。そして、今申し上げております下水道の処理場の一番難しいということで、これは、先ほども申し上げましたように、議会とも十分に、すべての皆さんの御賛同をいただいて、事業を順調に進めてまいりました。そんなところで、タウンセンターの構想でございます。第3次の構想、欠けております総合運動場とか、いろんな計画もこれでできるわけでございます。そんなような方法で、先ほど部長の方から申しました。出し方に問題があったかと思いますが、いずれにしましても地域におきましては公民館の建設、いろんなことがございます。そういったものも含めましての補償費という形で、名目が悪かったかなということは感じますが、そういう形で出させていただいたことでありますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上であります。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 長々と御説明願ったんですが、私が聞いているのはそんなことじゃないんですよ。この支出は法的に違法であるかないのか。6月の議会でも、堀市長には、巢南町長時代の公園の借地について、固定資産税が現況課税じゃなく、農地課税がずうっと合併までされていたと。これも違法な行為なんですよ。現在出てきたのが2点目なんですよ。そういうことについて、違法であったかないのか。金を返せとか返さないとかということを使うわけじゃなくて、悪いことは悪い。今後改めなきゃいかんということで、それはどういうふうであったのかという市長の認識をお伺いしているんですけども、この前の固定資産税のときは、合併したからチャラだという話だったんですけども、今回の今の御説明を聞いていると、同じような説明で、これはきちっとやっぱり説明していただいて、今後のこともありますから、もう一度お伺いします。違法であったのか、なかったの。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先ほど、部長の方から答弁をさせていただきましたとおりで、補償費としての支払い方法は不適切であったと思っております。今後はそういう形のないように、いろんな事業を進めるに当たりまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁にかえます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 「不適切」という言葉で逃げられるようですけども、不適切ということは、私の判断としては違法であったと、そのように認識させていただきます。

なぜそういったことをお話しするかといいますと、市長はマニフェストで下水道整備を考えておられますよね。下水道整備を考えておられて、その中でこういった処理場は迷惑施設だと思われるのか、そうでないと思われるのか、御答弁をいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私は、こういったものは迷惑施設だとは考えておりません。ところが、一般的な市民感情としては、迷惑施設と受けとめておられる方が多いわけです。今、安八境の墨俣の下水の問題もいろいろと問題が出ております。決して今の技術、また施設は、私としては迷惑施設ではないと思っておりますが、やはりそういう受けとめ方を一般の市民の方はされておる、このように感じておりますことを申し上げておきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） これは迷惑施設じゃないんですよ。これは必要な施設なんですよ。そ

れで、必要な施設に周辺整備で自治体が整備を行うのはいいんだけど、現金を払っちゃいかんよということなんですよ。

それで、きのうも浅野議員が新堀川の排水機の進捗状況を聞いておられたんですけども、あれにもかかわってくるんですよ。あそこについて、そんなようなお金は一切現金で払ってはいかんよと。周辺整備で事業をやるならいいんだけども、そういうことは一切やらないように。それから、いわゆる道路の問題も出ていますし、道路の買い上げについても、不適切な単価の道路の買い上げなんていうのはやっちゃいかんということなんですけれども、その辺、市長、どのように思われていますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、吉村議員からありました。私もそのとおりだと思っております。そういうことをお金でということは考えておりません。はっきりそのことだけ申し上げておきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） これはこの辺にいたしまして、3 点目、これは全くお金のかからんことですから、私がこの前本巢市の方へ行きまして、本巢市の防災無線を聞いておりまして、非常にいいなと思ったことをちょっとお話しさせていただくんですけども、本巢市においては、平成18年2月1日より午後4時に防災無線で全市に次のような内容の放送をされるわけなんです。女性のきれいな声で、私が読んではあんまりイメージがわからないかもわかりませんが、次のようなことなんです。「市民の皆さん、子供の健やかな成長を願って、子供たちの登下校や遊びの様子を見守り、安全・安心なまちづくりをしましょう」という、これが防災無線で4時に流されます。ということは、いわゆる外に見える大人の方たちが子供たちのことを気遣ってくれるという啓発の意味も込めてでしょうし、それから、やはり常にまち全体に防犯というか、そういう意識も持てるということで、この瑞穂市においては現在5時ごろにチャイムがなりますけれども、時間は何時にするかちょっと検討していただくにしても、チャイムとともにそのような啓発の意味を込めた放送をしていただくと、非常に皆さんがいろいろ気をつけられるというふうに思うんですが、1年ずうっと通して同じ文句じゃあれですもんで、年4回ぐらいに分けていろいろ文言を変えてやったらどうかなと思うんですが、総務部長、どのように思われますか。

議長（藤橋礼治君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 子供たちに対する安全・安心のまちづくりのための市民への呼びかけに関する御質問、御提案ということではありますが、本巢市におきましては、行政無線を使って市民の方に呼びかけが行われておるとい実情であります。平成19年度中の刑法犯罪の発

生状況を見ても、県下では年間3万1,200件余り発生しております。凶悪犯を除きまして、刑法犯全体が県下では減少傾向にあるという中で、北方警察署管内では2,237件、前年比9件増加しているというような状況であります。ちなみに瑞穂市におきましては、刑法犯の総数1,029件、うち街頭犯罪が486件と約半数を占めております。こうした状況に対する対策として、穂積交番管内では街頭犯罪抑止対策地区として指定をされ、重点的に警察官のOB1名の方を置いて、各種防犯対策が実施されております。

小・中学生の下校時間帯をねらった犯罪である声かけ事件の発生が、平成19年中、市内で19件発生しております。防犯、交通安全対策に対する自主活動団体として、牛牧、穂積小校区で組織化がされ、防犯ボランティア団体の活動がなされております。こうした団体の御支援、また緊急性、その他、その重要度を勘案した防災無線の活用など、教育関係機関、関係団体と連携を密にして、安全で住みよいまちづくりの推進に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それで、防災無線をきちっと整備されて、そしてこういったものももっとほかにあるかもわかりませんが、市民が住んでよかったなと思うようなまちになるように、いろいろそういったものを利用していただいて、今後とも住みよいまちづくりをやっていただきたいと思ひまして、質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、吉村武弘君の個人質問は終わりました。

続きまして、1番の安藤由庸君の発言を許します。

安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

ただいま議長より一般質問のお許しがいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思ひます。

事前に通告をしてあります質問は3点、派遣職員と派遣職員の扱う業務について、それから、生涯学習政策の基本的な考え方について、市民参画にかかわる基本的な考え方についての3点であります。

まず第1点目の、派遣職員と、それから派遣職員の扱う業務について、お尋ねをいたします。

御承知のように、現在、市の各部署にはみずほ公共サービスから派遣職員を受け入れて、窓口の受付事務等を行っているところであります。それ以外にも派遣職員を受け入れて扱っている業務があるわけですが、こうした派遣職員を受け入れていられる期限というのが、法律によりまして3年間というふうに決められております。そして、その3年の期限というものが、すべて平成21年中に期限を迎えるということになっているわけでありまして、こうした派遣

職員を受け入れてやるというのは、前市長が、平成16年の支出を100とした場合に、3年間で30%経常経費を削減するといった目標に従って行われてきたことであるわけですが、そうした形で受け入れてきた派遣職員の受け入れ期限を迎えるに当たって、その後、そうした業務をどう扱っていくのかということです。期限が切れれば自動的に派遣職員を受けるということができなくなりますので、その後の対応をどうするのかということです。

また、考えられるのは、そうした派遣職員ではなくて、請負業務として切り離すという考え方もあるかと思えますけれども、そうした場合には何を基準にして切り離しを行っていくのかということでもあります。

それからまた、これは12月議会で指摘をしたことでもありますけれども、現在、瑞穂市の職員の年齢構成が大変いびつになっていると。特に30代前半より若い世代については、場合によっては一人もいない年齢層がある。大半は1人ないし2人という状況でありまして、いわゆる団塊の世代が退職をしてしまうと、その分一気に職員数が足りなくなるということがあるわけですが、こうした現状を考えた場合、派遣職員の受け入れ、それから新規採用とのかかわりといったことがどのようになるのかということをもまず質問いたします。

あと、残りの2点につきましては、質問の持ち時間を見ながら質問席から質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の内容は、一つ目がみずほ公共サービスからの派遣職員の件と将来展望、それから二つ目が市職員の採用との関連の2点と思われるので、説明をさせていただきたいと思えます。

市が提供するサービスは、言うまでもなく市民の皆様の貴重な、そして限られた財源で賄われております。そうしたことから、正確で質の高いサービスをいかに効率よく公平に提供できるかが課題だと思っております。私もその心構えで臨んでおるわけですが、一方で、国の方針を見ますと、公の業務については、民営化できるものは民営化して、またアウトソーシングが可能なものについてはアウトソーシングを促進するようという指示が来ておりまして、時代的な潮流もそういった動きで動いているように思います。

また、昨年、内閣が、12月でございますが、公共サービス改革基本方針というのを提示しまして、それを見ますと、従来、窓口で民間委託が困難な部分についても委託できるようになった状況等があります。そうした状況を考えますと、瑞穂市は既に早くから窓口業務についてアウトソーシングとか派遣を取り入れてきておるわけですが、行政事務のスリム化とか経費削減を考えていくのが主題となっております。そこで、一つ目の窓口の受付事務については、水道部と市民部の市民課とでいち早く取り入れてきたわけですが、それは派遣業務として、みずほ公共サービスから社員の派遣をいただきまして、受付事務等を依頼して

おります。

それからもう一方では、庁舎内にあります簡易事務ですね。例えば今回配付させていただいております議案の印刷物とか、その他、庁舎内で発生する封筒の簡便な封入作業とか、そういった簡易事務につきまして、これは委託業務としてみずほ公共サービスの方に発注をしておるわけでございます。

このように、アウトソーシングを既に始めてきておるわけでございますが、議員御指摘のように、派遣となりますと、3年を継続した段階で判断をしなければならないということがございます。それで、3年を経過する段階で、委託業務に切りかえられるものについては委託業務に切りかえまして、さらにそれを細かく期間的に精査をすると、派遣で受け入れられるのかなというふうに考えております。

例えば具体的に申しますと、今、確定申告をやっておりますが、確定申告の受付事務、それから献血なんかの受付事務とか、あと今、指名参加の受付事務をお願いしておりますが、そういったものについては派遣でできるわけですね、3年という期限はございませんので。そういったように事務を精査しまして、委託するもの、それから派遣で対応できるもの、そこら辺を見詰めまして、やっていきたいと思っております。

ただ、窓口事務につきましては、やはり毎日来ていただいて、好評を得ておりますので、委託という形が可能かどうか、そこら辺を探りながら、検討をしていけるかなと思っております。

それから、2点目の職員の新規採用でございますが、既に、先ほど議員さんおっしゃられましたように、昨年12月ですか、一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、やはり団塊の世代が一挙に退職を迎える状況になっておりますので、途切れるということも危惧されるわけでございますが、そうしたことのないよう、基本的には職員は定数条例というのがございますので、その定数条例等をにらみながら、安定した住民サービスが提供できるように、継続的に職員の採用をしていきたいという考えでおります。

そういうところで課題になりますのは、先般ちょっとお話ししましたように、採用を内定した職員が辞退を申し出るというような状況もありますので、御承知のように公務員は非常に厳しい時代、風当たりが厳しい中で、民間の雇用が改善されてきておるということで、採用の通知を受けたけれども辞退をされる人がことしも1名あったわけでございますが、そうした点も勘案しながら、採用に工夫を凝らしながら、議員おっしゃられるように、だれも採用できなかった年が今後生じないような方策を考えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく御指導の方、またよろしくお願ひしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 今、企画部長から答弁をいただきまして、3年の期限を迎えたところで、

簡易事務については、それを委託に切りかえるというお話を受けたわけですが、もともとみずほ公共サービスの設立については、そうした簡易事務を任せるということでされていたわけですから、その点は本来の目的に戻るのかなというふうに思うわけですが、いかにも今見る限りは、いろんな広い分野にわたって派遣職員を受け入れてくるという格好がある。

そうなりますと、ちょっと話があちこちするかもしれませんが、採用した職員には、今度は勉強する機会というのがなくなってくるところもあるわけですね。窓口業務は全部派遣の職員ですと。そうすると、採用された1年目の職員に、いわゆる簡易な、職場になれていくためのトレーニング場所がなくなってしまうというようなこともあって、この辺がどうかということに危惧するのと、それを受け入れることによって、結果的には採用抑制につながってくるんじゃないかということにもなりはしないかというようなことがあるわけです。

それともう一つは、委託業務に切りかえるとか、それから、現在派遣で受け入れているというものを今後委託業務に切りかえるということなんですけれども、「委託」と、もう一つ「請負」という言葉がありますが、その辺の振り分け、ちょっと私は詳しくわかりませんが、仮に同じものだということであれば、受付から処理まで一切、その事務の流れを市役所から切り離すということに最終的にはせざるを得ないんじゃないかというような気もするわけです。そうなったときに、その業務を完全に切り離すことによって、今言われた中にある質の高いサービスをとというような目的がそこで達成されるのかどうかというような気もするわけです。

もう一つ言いますと、今度、そういった切り離しなんかを考えていったときには、今はみずほ公共サービスということ1社と基本的には契約をしてやっているわけですが、今後果たしてそれが可能になるのか。言ってみれば、入札、その他で請負先を分けていくようなことが生じることもあるんじゃないかと思うんですが、最後のこの部分だけ、委託、もしくは請負というようなふうにした場合、委託先、請負先というのはどんな基準で選定をしていくつもりかという点をお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 業者選択の関係は、従来も、例えば選挙事務の受付のときにも採用したんですが、みずほ公共サービスだけじゃなくて、民間の会社と競わせたんですね。その結果、金額的にみずほ公共サービスさんの方が安価であったということでゆだねた面がございまして、今後もそうした形で、みずほ公共サービス1社ということじゃなくて、やはり競争原理を働かせながら採用していく必要があるかと思っております。

ただ、みずほ公共サービス設立の趣旨が、瑞穂市の行政事務を担っていただくということで第三セクターで設立した経緯もございまして、そこら辺との調整も図りながら考えていくべきだろうかなとは思っています。

それに、あと、おっしゃられたような窓口関係のことをすべて派遣もしくは委託させること

によって、職員の下積みと申しますか、直接市民の方と接する機会を奪われはしないかということになります。そういうところは職場内でのOJTというか、研修を積み重ねながら補っていかなくちゃならないと思います。

また、もう一つ、派遣とか、業務委託の中で、現行の窓口の形だけで考えていくとちょっと問題があるかと思うんですね。ですから、先ほど申しましたように、よりサービスを安価で、しかも市民の方に喜んでいただけるサービスを提供するかとありますと、庁舎の窓口のあり方、いわゆるワンストップというような形ですね。1カ所で諸証明がすべて交付していただけるというようなことも模索していく必要があるかと思えます。今年度、20年度予算の中に、穂積分署跡地とか、そういうところも検討する対象になっておりますので、そういった施設も活用しながら、1カ所で住民票とか所得証明とか、そういうものが交付できるようになれば、その全体の事務を委託するということが可能であると考えておりますので、サービスの提供のあり方そのものも見直しながら、アウトソーシングを位置づけていきたいと考えておりますので、よろしく賜りたいと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 単純に経費を削減するというので、外へ出すという考え方がずうっとあった。今まで民間も、それから市役所や国なんかもそうだったわけですけども、いかんせんこういう大量退職の時代を迎えて、職場内のいろんな伝統が奪われていくような、なくなってしまうような事態も一部で生じてきているということで、瑞穂市の場合は、まさに団塊の世代と言われるところがなくなると、本当に職員の数が目に見えて減るというようなこと。そうすると、先ほど高いサービスを提供していくということを目的としながらも、いかんせんそういったことがしづらくなっていくような環境があるような気がするわけです。

この質問の2点目の職員の採用をどうするかといったような話ですけども、たしか年平均で6人か7人を採用していかないと十分なサービスが提供できないというふうに12月議会で回答されたというふうに記憶していますけれども、それは間違いなかったですよ、平均的な採用人数について。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） そうですね。今のところ、平成23年度までに毎年度6～8名を採用する計画を持っております。と申しますのは、定年退職予定者数が平成20年度末で14名、そして平成21年度末で13名、平成22年度末で11名ということでございますので、この半数ぐらいは確保していかないと行政事務が円滑に進まないだろうという考えを持っております。そういう意味での6ないし8名ということでございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） あわせて、12月のときにも出た言葉が、職場環境の改善も考えていきたいというような話が当時の市長公室長からあったと思いますので、その辺も考えて、辞退者になるべく出ないように、また採用のなかった年がないようなふうにして、魅力ある職場づくりというようなことにも力を尽くしてもらいたいなというふうに思うわけであります。この質問については、ここで一たん終わりたいと思います。

2点目なんですけれども、生涯学習政策の基本的な考え方についてということでお尋ねをいたします。

現在、教育委員会の方では、いろんな生涯学習施策として、講座なり授業なりを行っているというふうに思っておりますし、それからまたそれなりに成果は上げられているものというふうに思っています。ただ、そこで思うのは、実は生涯学習のプログラム、全部とは言いませんけれども、多分大半が生涯学習という名前に引かれて、一個人の知識の蓄積だけにとどまっているんじゃないかというふうに思うところがあるわけです。せっかくですから、生涯学習という政策そのものをもうちょっと、一個人だけに帰結させるのではなくて、世代だとか、それから性別だとか、性別はあまりこだわらなくてもいいのかしれませんけれども、年齢等を越えた状態の何かプログラムをつくって、そこへ受講生を集めるというような格好をとったらどうかということなんですね。

それからもう一つ、今、一個人の知識の蓄積にとどまるという面が強いと思いますので、せっかくですから、そこで受けた知識、ためた知識を何らかの形で披露するという場を設ける、そういった形のプログラムに変更できないかということなんです。教育長職務代理者、その辺、どのようにお考えになりますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 林教育長職務代理者。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） 現在、あるいは今後の子供たちを取り巻く社会環境を考えますと、子供たちの健やかな成長には、世代間の交流やより多くの人々との触れ合い、さまざまな体験によって、こういったものが重要になるかなと考えております。そのために、瑞穂市では、地域の大人の教育力を生かしながら、子供たちと地域の大人との触れ合いを担うとともに、さまざまな体験をしていただいております。瑞穂総合クラブを立ち上げ、活動しているところであります。

また、明正会による出前講座により、子供と御高齢の方との触れ合いの場を積極的に推進しております。

また、瑞穂大学能力活性学部、おじいちゃん・おばあちゃんも学校へ行こう。これによりまして、受講者と小学生との交流により、例えば昔の遊びとか、いろんな経験、体験を子供たちに話す、そういった機会を学校内で持って、少しずつではありますが高齢者と子供とのつな

がりができつつあります。

質問にあります瑞穂大学女性学部や寿学部、これにつきましては講演が主で、内容が受講生の生きがいや自己の高まりを目指しているものであるため、世代を超えた交流というのは難しいかなと考えております。

ただ、二つ目の質問かと思いますが、現在、県の生涯学習の方向としましては、団塊の世代の地域回帰が進む中で地域づくり型生涯学習ということが叫ばれております。これは平成19年度から事業が進められておりますが、自己の生きがいのために学習するというだけでなく、これまで得た知識、技術、経験を地域社会に還元していくという活動でございます。これはまさに今議員が質問された内容と方向を一にするものであると思っております。市といたしましても、こうした団塊の世代の地域回帰にかんがみ、その人材を生かし、今後、そのような講座を計画していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 今答弁をいただきました中の最後、地域づくり型生涯学習というのが県の方の施策であるというようなことで、推進をされているということでした。

ただ、その前段階でいろいろお話を願ったところの話を聞きますと、ちょっとやっぱり私が今頭の中で考えているものと随分とかけ離れた内容の答弁だった。世代間の交流を図っていると言いながら、中間の世代が全く抜けているんですね。今の話を聞く限り、年齢がそのとおりかどうかは別にして、小学生を中心にした世代と、それから60を超えた、還暦を迎えた世代以上のところとの交流は図っているんですけれども、いわゆる10代の後半、後半というと高校生になっちゃいますから、小学生だと10代の前半も入りますか。そこら辺、12、13あたりから還暦を迎えるまでの世代がすっぱり抜けているんです。ということは、世代間をつなぐと言いながら真ん中に大きな断絶があるんですよ。そこを埋める施策がないかということが今回の質問の趣旨なんですね。

なぜこれを考えるかといいますと、今回の一般質問の中にも出ているんですが、地域をよくするためにどうするかという質問、随分出るんですけど、その中の具体的なもの、私が考える限りの具体的なものはずうっとそこへ出ていて、道路をつくる、公園をつくる。それも大事だし、それからコミュニティーをつくるというのも大事なんですが、その前に、人と人とのつながりをつくらうという話が全然出てこない。そうしたときに、いわゆる高齢者と言ってしまおうとあれなんです、年齢の高いところの方と、それから小学生を中心とした世代となると、これはもう祖父母と孫の関係だけなんですね。確かに世代間を超えた交流を目指すという意味ではその目的にかなうのかもしれませんが、やっぱりその中をつなぐ世代もそこへ交えていかないと、本来の目的が達成できないんじゃないかなというふうに思うところなんですね。

それから、今、瑞穂大学だとか、それから総合クラブだとかというのがあるんですけども、これは全部どんな講座があるか、実は調べてない。調べてないんですが、瑞穂大学についてはうちの家族が受講していますので知っていますけれども、内容が全部単発なんですよね。講演を聞くというのが目的であるならば、それはそれでいいんでしょうけれども、一つの講座を1年なら1年かけて、入門から応用までという言い方はしませんけれども、一通りのサイクルで流すような、そんな講座を本当は設けて、参加を募るとするのがいいんじゃないかと思うんです。小学生対象のものについてはそういうのが随分あると思うんですが、いかんせん今の中間的な世代、それから高齢を中心にした世代のものについてはそれがないように思うんですけれど、それは私の思い違いでしょうか。そういった講座がないということについては。

議長（藤橋礼治君） 林教育長職務代理者。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） 確かに今言いました中間の世代についての講座というのは少ないです。ないわけではありません。瑞穂総合クラブの中で43の講座を行っております。これは学期ごとにもありますし、年間を通じてもあります。ここへの参加をいただければ十分活動していただけますが、実際にお勤めであるとか、職業があったりとかいうことで参加は少ないです。中間の指導者ということでは、瑞穂総合クラブに261名、こういった方で地域の先生、あるいはボランティアということで、受講じゃなしに、逆に指導的な立場でその中間の方々には御活躍をいただいておりますということで、私の方は、そちらの方、指導者の方が非常に足りないということで、そちらの方で逆に期待しているところであります。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 指導者の立場ではそういった参加もあるということなんです。本当は指導できる人ばかりではないです。興味はあっても、そういった知識のない人というのはあるわけですので、受講生として参加できる、そういったものも設けていく必要があるんだろうなというふうには思うんですね。

あと、これは以前、岐阜市であって、私も2回参加したことがあるんですけども、みんなが先生、みんなが生徒という企画が、これ1日限りの単発の企画だったんですが、こういうのがあるんです。曜日と時間を決めまして、場所は、私が参加したやつは岐阜市が決めたことになるんですけども、岐阜県だったかな。場所と時間を決めて、単発的な講座の開設を求めて、受講生を求めて、そこで、私はこういう知識があります、技術がありますということで披露するという講座があったんですが、自分の能力を発揮するような施策を、教育委員会なり、関連する部署なりで協力をして設けたらどうかなというような気もしているところであります。そうした発表の機会だとか、講座を通じて、最終的に生涯学習というものに対して求めるものというのは、まちを知るということなんです。まちを知るために教育委員会として努力を少し

したらいいんじゃないか。特に生涯学習課という専門の部署があるわけですから、そこを使って、総合センターの貸し館業務だとか、市民センターの運営だけじゃなくて、そういったところまで広げていったらどうかというような気がするんです。

今回の一般質問の中にも、きのう、3人の方が文化財について質問されました。こういったことも、いわゆる生涯学習の対象として、何らかの形というんですか、講座として設けて、知識の普及というのをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

この質問はここで一たんおきますが、3点目に、市民参画にかかわる基本的な考え方についてということで質問を通告してあります。今議会の初めに、市長の所信表明の中で、「市民参加の協働のまちづくりを行うものであります。したがって、市民の皆さん、議会の皆さんと議論を交わしながら云々」ということがありました。もちろん所信表明ですし、その中で具体的な策をどうするかということではなくてもいいわけですが、こういう格好で質問したわけですから、市長としては、その参画にかかわって、どのような考え方をお持ちかということ。これは具体的な策ではなくて、こんな方法もあるよと。とりあえず実施するかしないかは別にして、策はありますよというようなことでちょっとお答えをいただけますか。企画部長の方からいただいて、もし訂正があれば、市長からいただいて。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、概論的なお話になっちゃうと思いますけれども、もともと行政事務が本来担っております、背負っておる責務は、市民の皆様のニーズが多様化・複雑化する中で、限られた財源をいかに効率的に使うか。そして、より質の高い、きめ細かなサービスを提供するかが課題であると思っておるわけですが、そのためには、市民の皆さんの声を真摯に受けとめて、まちづくりを進めていく必要があると思えます。

そこで、「市民参画」という言葉になりますと、私たちが考えておるのは、市民と行政がともに協働でまちづくりを実践していくことになるかと思っております。この「協働」という言葉、最近ではコラボレーションとか言われておりますが、行政では、協働のまちづくりとは、市民、議会、行政が共通の目標を確認しまして、相互によきパートナーとしての関係を築き、まちづくりを進めていくことではないかと考えておるわけでございます。

そして、その具体的な施策としましては、現在、市が行っているのを示しますと、行政の情報をわかりやすく提供し、皆さんに関心を持ってもらい、意見をいただき、それを行政に生かすということでございまして、現在も、いわゆるメールですとか、それから市長親展というような形でお手紙もいただいておりますし、あるいはまちづくり提案箱、要望書などに意見をいただいておりますが、案件によっては実際行政に反映しておるものも数多くございます。

それからあともう一つとしまして、各種審議会や委員会の委員さんに公募の委員枠を設けておりまして、そこに入っていただいて、御意見をいただくと。先般開かれました下水道審議会

なんかでも公募の委員の方がお見えになられまして、活発な意見をいただいたというお話も聞いておりますが、この公募に関しては、既に要綱を制定しておりまして、ことしの2月1日から施行しております。今後はこの要綱をさらにいろんな審議会においても活用させていただきまして、皆さんの御意見を賜るといった場を設けるということを考えております。

それからもう一つがパブリックコメント、最近、パブリックコメントとよく言われますが、これ日本語に訳しますと「意見公募手続」ということで、もとは行政手続法の方から出てきておるわけですが、調べてみますと、原案と資料をあらかじめ公示し、広く一般の意見を求める。そして、提出された意見を十分に考慮して、最終決定を行うということをごさしまして、市では、既に国民保護計画策定のときにもパブリックコメントを実施しておりますし、都市計画マスタープランの策定でもパブリックコメントをやってきました。これも、要綱を作成しまして、この4月1日から施行を予定しておるわけですが、より広く皆さんの意見を聞くと。こういった形で行政を進めていこうということを考えております。

それ以外にも、従前から行っております出前講座でもって、市の職員が直接自治会の方へ赴きながら、市の行政事務を御説明申し上げ、なおかつ、そこで御質問とか御意見があれば、それをまた持ち帰って、日々の行政事務に反映するといったことをやっております。

今後は、いろんな事業をやっていく上において、職員が出向きまして説明する機会も多くなろうと思います。現に後期高齢者なんかの制度を説明してほしいということで、あちらこちらからお話をいただいて、関係の職員が出向いて説明をさせていただいておりますが、そういったような形で積極的に職員みずからが市民の皆様方の中へ飛び込んでいくといったことを進めていこうと思っております。

ちなみに、企画部でございますが、20年度予算に計上させていただいておる中では、市民憲章を制定する。ちょうど5周年経過しましたので、5周年事業と銘打ちまして市民憲章を策定する事業に取り組んでおります。一方で、おくれればながら男女共同参画の基本的な考え方を示そうかということも考えておりますので、そういった事業を進める上においても、今申しました公募員とか、パブリックコメントを実施しながら、いわゆる皆さんに入っていくという場を提供して、設定していくつもりでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 市民参加の方法として、現在実施しているものというのが、メールだとか、手紙だとか、それから提案箱によるもの、あとは公募によるもの、パブリックコメントを求めるもの、出前講座というものであるんですが、この中で一つまず伺いたいのは、出前講座ですね。これ、年間どれくらいの需要があって、行われていますか。

議長（藤橋礼治君） 林教育長職務代理者。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） 申しわけありません。今、ちょっと資料を用意してきましたので、わかりません。また後で答えさせていただきます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 正確な数はあれですけど、1年に1件ぐらいはあるよとか、月に1件ぐらいあるよと、そんなような程度で結構なんですけど。

じゃあもっと単純に、この1年にあったかどうかだけ教えてください。

議長（藤橋礼治君） 林教育長職務代理者。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） アバウトで年間15ぐらいだということです。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 15ということは、月平均1件ちょっとという格好になりますけれども、企画部長からの答弁にあったもの、いずれも市が待っているものばかりなんです。意見を聞く、電子メールにしても手紙にしても、いわゆる市民の方から質問が来るのをずうっと待っているというものですよね。そうすると、市民参加、市民参画をするといったときに、それにくっついてよく言われるのは、いわゆる情報公開ということなんですけど、待っているだけではちょっと弱いかなというふうに思いますね。なので、いっそのこと、出前講座を制度化したらどうだろうというふうに思うんですね。制度化するのはどういうことかという、市の行政のカレンダーの中にも入れちゃう。何月ごろにはやりますよというふうにしてしまえば、一々市の方が待っていて、市民から出前講座をやってくださいと注文が来るよりも楽じゃないかと思うんですね。それ、どうですかね、市長。感想ということで伺いたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、出前講座の話が出ました。議員の方から御提案をいただいたこと、本当に待っておるんじゃないし、こちらからこういうふうでとって、私はいいい一つの案だと思います。十分検討してみたいなと思っておるところでございます。

実は私、市民参画の御質問に対しまして、具体的に申し上げますと、一つ、例えでございますけれども、この20年度あたりは公園整備等を掲げております、計画しながら。もちろん地域の意見も聞きますが、実際建設工事にかかりますときに、やはり工事をやるときに市民の人にも参画してもらって、芝を張るなり、そういったとき、一緒にかかっていたら。そういうことをしていただくことによって、自分たちも入れた芝だからといって、地元なり市民で管理をしていただく。こういう形で参画をしてもらえたらということを考えております。これは例えの話でございます。そういうふうになっていけば、やはり地域のあれは地域でという思いも出てまいりますので、そういう参画の仕方を、またこれからもいろんなことで議会で議論をさせ

ていただくわけでありますが、この瑞穂市、たくさん河川がございます。こういった河川の整備といいますが、もう少し緑を入れるとか、そういうことにおいても、その入れるときから市民に参画していただいて、自分たちが入れたというような形で、そういう参画の仕方をまた考えていきたい、そういったことも考えておるところでございますので、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 例として公園を挙げられまして、答弁をいただきました。

ただ、そこで一つ、感想をというふうに伺いましたところで不満を言うのもなんですが、人の力をかりるということだけに終始するという、いかにも役所側の理論で話されたなというような気がするわけですね。

実は私が言いたいのは、知恵をかりるという方法も求めたいということです。今、出前講座というものを制度化したらどうだという話をしました。私が知っている例として、1件だけあります。ほかのまちでやっているかどうかというのは知りませんが、その一つの例だけ言いますと、そのまちは、毎年4月の終わりから5月にかけて、その年度の予算と事業計画を、いわゆる市民会館に、市民の代表、代表という名前にしていますけれども、要は地域の住民が全部会場へ集まることはできませんので、そこへ来た人はみんな代表なんです、代表を集めて、市長と、それから幹部職員がみずからの言葉で話をする。今年度の予算はこうで、重点施策はこうで、この1年こういう活動をやっていくんだという報告をし、そこへ出てきた人たちはまた地域へ帰って、それを今度は地域の問題として考えて、またそこへ市長以下幹部職員が集まりまして、地域の住民を前にして同じ話をして、意見聴取を行う。そこで出てきた話を今度は市役所の中で検討をして、翌年度の予算、事業に反映をするかどうか決めて、もし出てきた意見ができ上がっているんだしたら、もうでき上がっていますという報告をするし、できないのであれば、できないという意見を付して、翌年度、また市民に対して文書で返す。これをずっともう20何年、30年ぐらいになるんですかね、やっているまちが実はあるんです。それをここでやってしまえば、出前講座で年間15件しかないよという話は、ないよというよりも、待っていて15件よりも、一気にそれをやってしまった方が、より市民に市の方針なり何なりを示すことができるんじゃないかというふうに思っているわけです。また、そういったことをしていくと、今度はこれ、教育長職務代理者になるんですが、さっきの生涯学習とも結びついて、まちづくりに対する市民の考え方を吸収することができるわけですね。市役所の中で、法律に基づいて国や県が示してきた制度の概要に基づいて、ここではこういう政策をやるべきだろうか、こういうふうに直したら使えるだろうかというんじゃなくて、地元から上がってきたものを出せる。それから、さっきの生涯学習でもってまちを知っていますから、このまちではこういう

政策が必要だということを吸収する手段になるんですね。そうすると、いろんな政策を考えていく上において、市役所の中だけで考えるよりも、より広い知識と、それからデータが集まってくるだろうというふうに僕は考えるんですね。

なので、さっき、職務代理者に、関連部署と協力をしてそういった政策をしてもらえませんか、考えてもらえませんかという話をしましたけど、例えば、今、答弁に立ったのは企画部長と職務代理者ですから、教育委員会と、課のレベルでもいいんですけども、部署同士合同の会議でも持って、生涯学習政策としての、要は生涯学習という分野の中での政策と、そこで出てきたものを今度は市全体の政策として反映させるための、今度は反映させるための政策として、企画部の方でそういった制度、政策を練って、さっきの、いわゆる協働ですか、横文字で言うところのコラボレーションということの中でやって、市民生活の充実と要望の吸い上げということをやったらどうだろうというふうに思うところなんです。

これが例になるかどうかわかりませんが、インターネットのある方のブログの中に「災害文化」という言葉がありまして、これ随分気にはなっていたんですが、例えばこのまちで言うと、水害が多分災害文化になると思うんです。その地域地域において、いろんな災害が起きたときに、歴史的にどういう対処をしてきたのか、どういう方法で住民が協力をして、その災害を乗り越えたのかというのを、その地域地域の文化として伝承していこうという、記録していこうというんですかね、そういうのがあるんですね。例えばそれを生涯学習として講座として取り入れてしまって、ずうっとそれを研究していけば、今度はそれは市のいろんな政策を打っていくときに、その知識、技術に基づいて、さまざまな政策がまた打てるだろうということも思っているわけです。

質問というよりも意見の方が多いわけですけども、最後に意見だけをまとめて申し上げますと、生涯学習という政策を、「学習」という言葉だけをとらえられて教育委員会の中だけでとどめるんじゃなくて、それを今度は地域社会へ還元する方法を、市長部局というふうに言ってしまった方がいいのかもしれませんが、とは言いながらも同じ市役所の中ですから協力をし、そういう知識、技術、それから市の政策等々、総合的に合わせて、循環させるような、そういった政策をとっていただきたいということ、それからとるべきだろうと。特にこれからとっていくべきだろうというふうに思います。

最後、これは質問でも何でもありません。私の今の考え方を表明したところであります。よろしく御検討いただきたいということで、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、安藤由庸君の個人質問はすべて終わりました。

議事の都合によりまして、15分間の休憩をいたします。

休憩 午後 2 時32分

再開 午後 2 時50分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 山本訓男君の発言を許します。

山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問を行います。

通告に基づいて、2点にわたって質問いたします。

第1番目として、瑞穂市が取り組む地球温暖化対策についてお伺いいたします。

世界を取り巻く気候変動は本市にも例外なく及んでおり、平均気温の上昇や最高気温が、夏場では35度以上の日が多数続くようになりました。地球温暖化がさらに進めば、今後は日射病や健康被害、農業生産への影響、集中豪雨による災害の増加など、本市での影響が予想される。瑞穂市においても、20年度事業に地球温暖化対策事業が実施されると予算化されておりますが、どのような事業を計画されているのか、お伺いいたします。

あとは質問席で行いますので、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 地球温暖化に関しましては、今、日本だけじゃなしに、地球レベルでの問題になっております。これは、某新聞に載っておりましたので、ちょっとこれを紹介したいというふうに思っています。

瑞穂市として取り組むべき事業の前に、地球環境がどうなっているかということで載っておりました。今、日本のCO₂の排出量の部門別の量でございますが、何と全体の8割が発電、それから鉄鋼、石油、運輸でございます。瑞穂市としてもこういう対策に取り組んでいくわけですけれども、そういう現状をまず御認識いただきたいというふうに思います。

そして、CO₂削減には、我々行政、また市民だけじゃなしに、産業界、また工業界も一緒になって取り組むということが大事だというふうに某新聞に書いてありましたので、御紹介いたします。

さて、これは1997年の1月に、気候変動に関する国際連合枠組み条約、要するに京都議定書というのが締約国が39カ国で公布されました。1990年レベルから温室効果ガスを6%削減するというのが、日本だけじゃなしに、全世界でそういうことが約束されました。世界39カ国のうち、日本は6%、それから当初はアメリカ合衆国は7%というふうになっておりましたが、そういうふうなことが京都議定書により公約されました。

これを受けて、明るる年の1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律というのが制定されました。この法律第21条に、都道府県及び市町村は京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとするというふうになっております。

後日訂正発言あり

また、同条第2項に策定事項が定められており、一つ目は計画の期間、それから二つ目が実行計画の目標、三つ目が実施しようとする措置の内容となっております。

瑞穂市としては、具体的には、瑞穂市の事業、それから事務から出る温室効果ガスの把握、これが一つ。二つ目が、温室効果ガスの削減目標。先ほども言いましたが、京都議定書では6%であります。三つ目には、温室効果ガスの削減に向けての取り組み。四つ目には、年度ごとの点検、強化、見直し。五つ目には公表というふうなことであります。以上の事項について、いろいろ調査をしまして、目標、それから実施項目を策定し、最終的に公表するというふうな業務であります。予算的には、策定業務として約190万予算化してございます。以上であります。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございます。

やはりこの件は、瑞穂市が具体的にどのような、説明があったわけですがけれども、例えば排出源はどこにどれだけあるかということ。例えば、もちろん行政組織はそうですけれども、市内の業者とか、家庭とか、学校とか、そういうのがどのくらいあって、それらを削減するにはどうしたらいいかという具体的なものがあれば、教えていただきたいと思います。例えば市内の運送業者とか、コンビニとか、スーパーとか、そういうところとの協定はどのようにするのかということとか、それからもう一つは、基本となる基本条例を瑞穂市が策定して、それに基づいて今後やっていくという計画があれば、お答えいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 平成20年度にそういうふうな計画を策定していこうと。それから、今回の業務は、瑞穂市が行う事務、それから事業だけありますけれども、やはり、先ほど言いましたとおり、8割ぐらいが企業から出るCO₂でございますので、当然瑞穂市の事務事業だけじゃなしに、企業とも協力してやっていかなければ地球温暖化は防止できないというふうに認識しておりますので、まず事務事業から出るものをはかって、それから次第に企業の方にも向けていきたいと、かように思っております。まだこれから取り組むところでございますので、広く市民の方、それから企業の方から意見を聞いて、取り組んでいきたい、かように思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から、お答えをさせていただきたいと思います。

今、山本議員から御質問いただいております京都議定書、1997年でございます。平成9年ですね。これが批准をされたわけございまして、日本は6%削減ということでございますが、それが逆にふえておるような状況であります。そんな中におきまして、今、それぞれの市町が

どのような具体的な施策をとるかということで御質問をいただいております。

瑞穂市におきまして、今、あちこちでレジ袋の有料化を取り上げておるところでございます。私どもの市におきましても、早く取り組めるようにということで指示をいたしておるところでございます。瑞穂市でレジ袋の有料化をしますと、どのくらいのCO₂削減ができるかということでございます。瑞穂市5万人でございます、年平均市民1人当たり大体237枚。この計算でまいりますと1,185万枚と推定がされるわけでございます。大体2万枚で1トンでございますので、これをやることによりまして瑞穂市は約600トンのCO₂の削減ができるのではないかと、このように思っておるところでございます。そんなところから、早く条例整備を整えるように指示をしておるところでございます。また、いろんな意味で議会と御相談申し上げますので、よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） どうもありがとうございました。

お隣の本巢市の藤原市長さんも、きょうの新聞で見ますと、レジ袋について有料化を実施するという事を言ってみえましたもので、ぜひとも瑞穂市においても、できるだけ早くそういうことを実施していただきたいと思えます。

それから、市民に対するPRといたしまして、市民一人ひとりがエコ対策に対して関心を持って、またそれを実行していただくことも、ぜひとも市としてPRをお願いしたいと思います。

それから、学校におけるCO₂の削減対策についてはどのように考えておられるか、ちょっとお伺いいたします。

議長（藤橋礼治君） 林教育長職務代理者。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） 以前、学校では焼却炉を設けて、授業等で出たごみを焼却炉で処分しておったということですが、現在は焼却炉は一切使っておりません。業者への委託をしております。焼却炉は随時壊しつつありますが、燃やさない、CO₂を発生させないということで進めております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） これ、文科省の調査表でございますが、例えば学校では、ランプの消灯は気をつけておるとか、暖房器具とか何かの清掃はきちっとやっておるとか、8項目ばかりあって、学校に対して調査をしたと。学校へ来ておるのか来ておらんのか知りませんが、事細かくそういう項目があると思うんで、いわゆる照明がどうか、そういうのもきちっとやっていただきたいと思えます。

それで、温暖化対策については終わります。

その次に、これもことしの事業計画の中に穂積中学校の改築の設計予算が入っておりますが、この構想とかがありましたら、中学校というのは、日本の将来を担う生徒たちがよりよい環境で学んでいただくために、環境整備は今の我々の世代の努めだと思いますので、校舎の改築をされるという構想があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 林教育長職務代理者。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） 20年度の予算におきまして、穂積中学校の改築事業設計予算を計上させていただきました。これは北舎です。北舎の建てかえを計画いたしております。この北舎は昭和36年と昭和47年に建築されたもので、老朽化が著しく、また耐震補強の必要性も出ております。現在、この北舎には職員室、特別支援教室、普通教室20室を備えており、新年度の生徒数は635名を予定しておりますが、建築には、学校の授業に影響を与えない方法を考えていかなければなりません。また、将来的には生徒の増加も予想されております。これを考慮した設計計画を考えていかなければならないと考えております。

計画づくりにつきましては、今後、市議会、学校、PTA、父兄等、皆さんの意見を聞いて、また専門家の意見も聞きまして進めていきたいと考えております。現在、私どもが考えておりますのは、まず平成21年度に南舎の東へ体育館の方へつなく校舎を建築して、翌年度に北舎の西半分を壊し、そこに建てかえをしまして、建てかえが終わりましたら移動して、北舎の東半分を取り壊して、玄関回りスペース、駐車スペースにしたいという考えがあります。

それともう一つ考えておりますのは、仮設校舎をつくって、北舎を一遍に建てかえてしまうという案ですね。仮設校舎をつくるには、グラウンドに相当な面積を使うこととなりますが、そういった一度にします案と、今、2通りを考えておりますが、いずれにしましても、まだほかにもいろんな案があるかもしれません。こういった計画づくりには、また皆さんの意見もお聞きしながら進めていきたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 校舎改築という大工事でございますので、やはり工事中の生徒の安全とか、また授業に支障のない施設というのを考えていただき、そして新しい校舎におきましては、やはり生徒の動向もあるかと思いますが、普通教室、また特別教室、現時点で考えられる最高のものを建設していただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、山本訓男君の個人質問は終わりました。

続きまして、8番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番 熊谷祐子です。

私が通告、お伝えしてあります一般質問のテーマは三つでございます。一つ目は、瑞穂市の財政状況の公表について、二つ目は、「人と自然にやさしい、市民参加の協働のまちづくり」について、三つ目は、自主サークル・団体などの公平な育成と支援について、以上でございます。

一つ目の一般質問を始めるに先立ちまして、執行部の皆様をお願いがございます。「美人薄命」という言葉がございますが、「議員薄命」でございます。議員は、かなりの精力を使って選挙というものをやってきて、ここの議場に出てくるわけでございますが、命はたった4年でございます。今期の一般質問が私の第1期目の最後となりました。どうぞ執行部におかれましては、答弁に際しまして、打てば響くような、先送りをしない、一般論的な答弁ではなく、私がもし今後出てこないということになりましても、具体的な施策を進めていただけるような、具体性のある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

ということで、まず第1点でございますが、瑞穂市の財政状況の公表について。

これは、4年間にわたりまして、総括質疑、それから一般質問でも何回か覚えてないくらいだと思います。現在、日本におきましては、国を初め、市町村におきましても、財政の逼迫、財政破綻、借金漬けが問題となっております。これは行政を監視する役割を持つ議会の責任でもあったと思いますが、利権体質を持ち続けた長期与党政治が続き、公共工事をひたすら推進してきた結果でもあると私は認識しております。

瑞穂市におきましては、約1年前に瑞穂市民が旧松野体制から堀市政に市政を変えました。これを機に、他市町に比べ大幅におくれていました環境や福祉や子育て支援などが、緩やかではありますが確実に動き始めていると思います。市民の多くはこの変化を期待しつつ、見守り、今、ともに新しいまちをつくっていこうという機運が起こっているように私には見受けられません。

しかし、バランス感覚を持って周囲を見回してみますと、お金を使い過ぎて、瑞穂市もあつという間に借金漬けの自治体に転落するのではないかと不安を持つ市民がいないわけではありません。議員の中にも、現在の良好な財政状況を維持するべきであると主張し、下水道整備、その他の施策推進に難色を示す議員がいます。私は、基本的に税金は市民に還元すべきものであり、いたずらにため込むべきものではないというのが私の基本的な考え方ですが、瑞穂市の行政の先行きを今後心配する市民の皆様には、財政についての正しい知識、認識を持っていただく必要があると思います。私は、議員になってから財政の勉強をゼロからいたしまして、ああ、こういう仕組みで、こういう指標を見れば、財政が良好なのか、悪化しているのかをはかれるのかということをお勉強しましたので、一市民の皆様が、知識なしに財政がいいか悪いかをはかるのは大変難しいということがよくわかっております。

堀市長になられましてから、市のホームページに予算書と決算書が掲載されるようになりましたが、これをインターネットで逐一見ていくのは大変な労力でございます。前進とは思いますが、さらに、予算書、決算書のみでなく、瑞穂市の財政状況として、各種の財政指標、適正な数値の見方の説明、また類似団体との比較、三つ目に、現在の財政状況と今後の見通し、例えば順位が現在岐阜県で指標が1番であるというものが幾つもありますが、例えばこれが2番、3番に下がってきてても、非常に借金漬けであるとは言えないわけですから、適正な数値というものがある、その範囲であれば十分大丈夫なわけですから、こういう知識の説明、それに基づいた今後の見通し、こういうものを市民が理解できるようにするべきであるというのが私の考え方です。

新年度予算の中には、約900万円かけてホームページのリニューアルが盛り込まれていますが、このリニューアルの中に市の財政状況の説明のページは入っているでしょうか。まずこれを質問したいと思います。

では、具体的な、打てば響くような御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 議員御質問のホームページのリニューアルの関係でございますが、今、予算が上程中ございまして、まだ議決もいただいていませんので、具体的な中身についてはこれから検討するというので、まだ白紙状態でございますので、その旨、お答えとさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 白紙状況というのは、ちょっとよくわからないんですが、つまり900万円の根拠ですね。先日、総括質疑のとき、7日に質問しましたら、量によって金額が違くと、業者に委託する場合。で、900万円の予算を組んであると言いましたので、その内容というか、量は、もう決まっているわけではありませんけれど、計画はされているのではないのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今おっしゃられた量というのは、全体の、いわゆるホームページを作成する上において、盛り込みたい項目が具体的に積み上げられたというわけじゃなくて、従前の作成しているホームページのボリュームと比べれば拡大をするという意味でございまして、ただ、おっしゃられるこのことについても、こういった需要があるということ、要求があるということであれば、当然そこも視野に入れてホームページは作成されるべきだとは思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） ホームページ上に、これは財政状況の公表というふうにインターネットで検索すれば、各市町の公表の仕方が幾つも出てまいりますので、ぜひ900万円の中にこの項目、ページをつくっていただきたいと思います。

それから、広報「みずほ」の中にもこれを取り上げていただきたいと思います。広報「みずほ」の中で取り上げるとすれば、いつも見れるというわけにはいきませんが、この中に、「教えて、市長」というシリーズが始まっています。今月は下水で、来月は福祉と書いてありますが、この中に、財政状況、「教えて、市長、瑞穂市の財政状況」、こういう計画はありますでしょうか。または、今の段階でまだ計画がないとしても、盛り込むことを積極的にやられますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 「教えて、市長」というのは市長の提案で、市の状況を市民の方にわかりやすく理解をしていただくということで設けられたコーナーでございまして、そのときそのときの課題を各部が持ち回りでやっていくわけですが、そういった御要望を踏まえて、財政状況についても積極的にやっていきたいと思います。

そのほかに、地方自治法の中には財政状況の公表が義務づけられておりまして、年2回以上掲載しなければならないということになっておりまして、従前からやっておるわけですが、そういった公表がわかりづらいというような御意見もございまして、そこら辺をより市民の方にわかりやすいような広報にするというのも私どもの責務でございますから、その中でも考えていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 財政状況の公表が年に2回、広報に載ることはわかっていますが、それを踏まえた上で、2年ぐらい前でしょうか、ここで、あれだけではよくわからないので、指標、見方の解説もぜひつけてほしいということを申し上げて、ほんのちょっとだけ指標が、この後、2個ぐらいでしたか、つきましたが、指標とその説明だけではなく、だから、こうだと。いいとか悪いとか、そういうこともやっぱり解説がないとわからない。これは市民サービスの基本だと思うんです。そういう知識がなくても、聞けば見方がわかるというふうに、どうぞ財政についても市民の皆様に親切な透明性のある説明をしていく瑞穂市政であっていただきたいと願います。していただけるものと御答弁いただいたと解しまして、2番目に行きたいと思います。

2番目は、「人と自然にやさしい、市民参加の協働のまちづくり」についてです。

現在、瑞穂市は急速に都市化し、岐阜県で人口増加率が一番多いというまちになり、乱開発が懸念される状況というよりは、既に、特に穂積地区におきましては乱開発状態ではないかと言っても過言ではないと思います。このような状況を、環境問題、温暖化防止の観点から見た

とき、樹木の果たす役割をどのように認識されておられるでしょうか。2月の組織改革で瑞穂市に初めて環境課、「環境」という名前のついた課が誕生いたしました。環境課担当の部長に、樹木の果たす役割についての御認識をまずお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 大変大きい問題提起、ありがとうございます。ことしの2月から、組織改革によりまして環境水道部というのが誕生いたしました。環境水道部の中に三つの課がありまして、環境課、それから上水道課、下水道課、三つがございます。そこで、3人の課長に2月早々にお話をしました。環境行政を進める上で三つの点に観点を置いて考えてほしいと。環境問題を考えるのには、地球環境で考えるならば、大きく分けて空気と水と土壌、土壌をあえて私は「地べた」と言いましたけれども、要は空気と水と土壌、この三つをどうしようか。また、この三つの環境保全が基本になるというふうなことを言いました。これからは行政と市民がともに地球環境のことを真剣に考え、熟考する時代であります。また、地球温暖化に関しましては、先ほど山本議員から御指摘もございましたが、廃棄物行政一個とっても、いかに廃棄物をうまくリサイクルするかというふうなことも考えていかなければいけないと。それで、私が常日ごろ思っているのは、三つのRを考えております。一つ目はリデュース、要は減量化。それからもう一つはリユース、再使用。それからリサイクル、循環、この三つのRをいかに考えて、私どもは行政を進めるべきかというふうなことをやっていかなければいけないと。

環境の先進国であるドイツなんかは、特にリサイクル、それからリユースということについて、一つ例を申し上げれば、ペットボトルがありますが、日本のペットボトルというのはリサイクルに回すべきものというふうなことを考えてやっています。ところが、ドイツというのは、リユース、再使用だと。要は昔のというか、今もそうですけれども、牛乳瓶のように何回も何回も使えるような、そういうふうなペットボトルをこしらえている。それも、産業界、それから経済界、それから行政がともに力を携えて、協力してやっている。そういうふうな環境先進国のドイツに見習うことが非常に大きい。それを理想として、私どもはこれからの環境行政というものは進めていかなければいけない、かように思っています。

さらに言いますならば、今から20年ほど前に、デポジット制度というのをドイツはいち早く取り入れて、要はつくった人、それから消費する人と行政が協力して廃棄物を減らしていきましよう。ですから、それに後追いするような格好で、家電リサイクル法というのが日本でできてきました。そのときは、テレビと冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目に関して、処分するときに処分料が要りますと。デポジットというものは、売るときに処分料を加えて売ると。ですから、処分するのは何も行政の仕事ではない。使う人もまた責任がある。そしてから、処分を考えてというか、リサイクルを考えて製品をつくるということで、生産者、それから企業に

もそういうことを考えてほしいというふうなデポジット政策というのがいち早くとられております。日本もこれに倣うべきだということを、私も旧町時代に環境をやっておりましたときに声を高くして言ったことがございます。

それはさておきまして、議員御指摘の樹木、木ということで、これは先ほども申しました空気、水、土壌の三つの要素の環境保全になくてはならないものと思っております。私ども人類、また動物にとりまして、樹木からの大いなる恩恵のもと、暮らしているということを自覚しなければいけない、かように思っております。

先般、民放のテレビでドイツの森の幼稚園というのをやっておりました。ごらんになったかどうかわかりませんが、我々が考える幼稚園というものは園舎があって、それから園庭があってというふうに考えますが、このドイツの森の幼稚園というのは、事務所は停泊小屋1戸であります。森全体が幼稚園であるというふうな発想のもと、20人足らずの幼稚園の子供たちが伸び伸びと遊んでいる内容のものでございました。もちろんトイレもありませんし、水道もない。そこで、先生と子供たちが工夫して、どうしたらいいか。自然を守るにはどうしたらいいかというふうなところ辺もよく考えて保育をしているというふうな民放の番組に大変共鳴をいたしました。自然を大切に、自然に感謝し、それから自然とともに暮らしていくことが森の幼稚園の教育目標であるということに共鳴をいたしましたところでございます。

こういう気持ちを大切に、具体的な施策に生かしていくことが大切であると。これを環境行政に生かしていく。要は自然を大切にすること、自然に畏敬の念を抱く。そして自然とともに暮らしているんだというふうなことを認識するということが大切であるというふうなことを思っております。以上であります。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 2月に環境課が発足して、今はまだ3月の11日ですが、大変立派な御見識を伺いました。きょう午前中、中学校の卒業式に出席いたしましたが、いろいろな発言があった中で、「環境」という言葉が一回も出てこなかったというのはちょっと残念だったと思いますが、あの子たちが15歳になるわけですが、今後10年、30年、50年たっても、まだ65歳ですね。一体この地球、日本、瑞穂市はどのような環境になっているだろうと考えたときに、大変怖いような気がいたしました。

先ほどから京都議定書の話が出ていますが、CO₂削減はここ2年間が勝負だと言われております。どうして私の中で木を取り上げたかといいますと、これは3月4日の岐阜新聞ですが、一面のトップ記事に「せんたく」というマニフェスト選挙の超党派の議員連合ができた。この中に堀市長のお名前もありましたし、それから今月号の広報の中の下水の中でこのような箇所を見つけました。今後、下水道をどうしていくか教えてくださいという正義君という人の

声に対して、「生活環境向上のために下水道整備を行っていくことはもちろんですが」、この次ですが、「市内にある16の1級河川の美しい水と緑の空間の創出と、水辺を通じた地域コミュニティが活性化されればと思います」と、このように書かれていますが、この16の1級河川について、緑の空間をつくっていきたいという言葉が10字足らずでさりげなく書いてありますが、何か具体的なことをお考えなのか。マニフェストの中にも、「人と自然にやさしい瑞穂市をつくる」と。この自然に優しいというのが下水道のことだろうと単純に思っていました。広報には緑の空間をつくりたいということが書いてありますので、何か具体的なお考えがあたりなのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

実は私、かねて、皆さんと同じように3年間議会で活動させていただきました。その中におきまして一般質問を何回もさせていただきましたが、公園整備を初めとしまして、公共施設の建設におきまして、やはり今、個人個人がそれぞれの土地で緑を植栽する。土地の面積からいってもなかなかないのでございます。昔はそれぞれの集落がそれぞれこんもりしておりました。本当に緑が多かったわけでありまして。それが道路の拡幅とか、いろんな関係、また家の建てかえ等におきまして、ほとんどが伐採されました。そんな中におきまして、車だけは確実にふえてきたのは御案内のとおりでございます。そんなところありますから、やはり公共がいろんな事業を進める中におきまして、やはり緑をふやさないかん。御案内の京都議定書、先ほど山本議員の質問にもございました。そんなところから、私は緑の自由空間をもっと公共が考えなくてはいけない。公共の施設を建てる中で、緑の中に公共の施設がある。そんなことを何回も私、そちら側から質問させていただいた一人でございます。

そんなようなところから、私としましては、なかなか言いましても取り上げていただけないというところでありまして、これからの事業におきましては、その緑の自由空間を本当に何とか瑞穂市、ただ河川公園でなく、公園の整備と、そして16本の1級河川がございまして、その中の3本は直轄河川でございます。根尾川と揖斐川と長良川は国土交通省の直轄河川でございますが、あとの河川は県管理でございます。そんなところから、県にもお願いを申し上げて、何とか河川をうまく生かして、一つの宝でございますのでこれを磨く。磨くということは、ここに植栽をして、よそにない環境をつくるということが大事ではないかということから、今後議会の皆さんとも十分、実際足で歩いて、皆さんで見ていただいて、この整備を真剣に考えていきたいなと思って、そういう計画元年ということも言いました。そういう計画の元年にしたいなと、このように思っておるところでございます。今申し上げましたように、公共施設を建てる時、また河川、そして公園整備、そういう中で、緑をふやしながら、CO₂の削減に少しでも取り組み、さらには先ほどのレジ袋とか、ああいうものにおきまして何と

か取り組んでいきたいなと、このように思っておるところでございます。よろしく願いをして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 2 年前だったと思いますが、今ごろの季節だったわけですが、市民の方から電話がかかってきまして、安八町の百梅園へ行ってきたと。すごいにぎわっていたよと。よそからもいっぱい、安八町外からも大勢来ていると。御自分も瑞穂市から入ったわけですが、何で瑞穂市にああいうものがないのというお怒りの電話をいただきました。その方は、木というよりは、そのときは、みんなでよそからも来てもらえるような、家族連れで行けるような場所をつくってよと、そういうことでございました。

それで、1 年前ぐらい、またほかの方から、桜の木を堤防に植えたいという話がございました。そういうことが法的にできるんだろうかと思って調べましたら、できるんですね、簡単に。県の土木事務所の許可を、これは市を通じてだそうですが、得れば、極端なことを言えば自分の前が土手だったら、許可の書類をもらえば、うちは狭いけれど、うちの前に桜の木を植えて、大きくなるのを眺めているということも法的にはできると聞きましたが、この辺は確認したいんですが、いかがでございますか。都市整備部長、お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの河川の堤防に樹木の植栽ということでの答弁でございますが、市民団体とか、個人の方が計画し、植樹する場合には、先ほど議員さんが言われましたように、瑞穂市が河川法に基づき河川管理者の許可を受ける必要がございます。堤防は災害を未然に防ぐための機能を有しておりますので、さまざまな制約がございます。影響を及ぼさない箇所であれば許可がおりると思われれます。市といたしましては、植栽から維持管理、いわゆる除草とか消毒等がそれぞれの市民団体とか地域の皆さんで管理がお願いできれば、許可の協力を積極的に協力していきたいと考えております。市民団体の育成とか地域のリーダー育成には熊谷議員さんの御尽力を賜りたいということをお願いいたします。

なお、昨年も、市内の河川では、ボランティアの協力によりまして、これは許可を受けてでございますが、桜の木の植樹が行われた事例がございますので、紹介をさせていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 法的にはできるということですね。そうしますと、市民が植えたいといって申請してきて、土木事務所が許可をすればできるわけですが、これを、じゃあ植えるわといって各自が自分の家の前とかにやり出したら、一体どうなるんだろうというふうに思う

わけですが、桜というのは環境指標植物でもあるということだそうですね。それから、戦前、瑞穂市は桜の名所だったと伺いました。長良川の大橋がないころも、対岸の岐阜市の方が船に乗って穂積の桜をお花見に来たということを知っていて、またそれを植えた方の話も聞いておりますが、今は割愛させていただきますが、子供たちにとってはふるさとになるまち、そして、ここに家を構えた人にとっては、ここで老いて、死んでいくまちですので、ぜひ環境問題からでもありますが、美しいふるさと、住んでよかったふるさとという観点から、桜の話が法的にそれだけ可能であれば、やっていったらどうかと思うわけですが、3月の5日、6日、8日に、相次いで岐阜新聞が各務原市の桜回廊の記事を出しました。これを読んだまた別の方から、こういうことを、その方は植えたいというふうに言われたんですが、これは6年間でしょうか。向こう6年間桜を植えて、これは日本一の桜園になるということだそうです。

このことに関して、二つ私は提案させていただきたいんですが、一つは、ボランティア団体の養成。これを読みますと、各務原市にはパークレンジャーという、昔の言葉で言えばまちづくり団体なんですが、新聞記事をそのまま読みますと、パークレンジャーの隊員が市内の公園、道路、河川などの緑化や清掃活動、そのほか施設利用者のマナー指導などは全部ボランティアで活動していると。現在49団体あると。約1,400人が登録していると。パークレンジャー大会を開いたら200人が参加した。ここで八木山自然の会など6団体に感謝状が贈られた。

この間、一般質問のときに、表彰式に関して質疑しましたら、市民団体も表彰の対象にしていくといいという提案をさせていただきましたら、花の里親ですか、あれはもうしたことがあるということで、あの後に思ったんですけれど、あそこはもうしたことがある。じゃあほかをといたときに、じゃあないのかしらって、うちへ帰ってから思ったんですが、規模がこれは物すごく違うわけですね。

この中の一つに百十郎桜を守るボランティア団体というのがあって、これは市が百十郎桜の保護などを目的に、市が開催したボランティア養成講座を修了した人が会員、約30人で、剪定から桜の戸籍台帳整備、害虫駆除なども全部やっているということが書いてあります。

これは、先ほど安藤議員が質問しました生涯教育に関して、これは私、三つ目にちょっと言及したいと思うので、そちらに回しますが、つまりそのように単発でそういう場所が欲しいとか、植えたいとか、それから百梅園のように、個人や事業所で桜の苗木を募集したらどうだろうと。また、植えたいという人は植えるだけやってもらってもいいしと、そういう提案もございました。これは単発でまだあるだけですので、こういうものをぜひ瑞穂市としては声をかけて、育てて、団体にまでしていったらどうかと思うんですね。市民協働のまちづくりの根幹にかかわると思いますし、環境問題からぜひ進めていただきたいことだと思います。

お聞きしたいことは、ボランティア養成講座を開くなりして、団体として組織化する方向のお考えはどうでしょうかということと、それからもう一つは、二つ一週に言わせていただきま

すが、じゃあうちの前にその団体の人が植えるわという人が何人も出てきたらどうかと思うので、それもありとなればいいわけですが、地域を指定して、ことしから何年とかはここからここまでとか、それではそこにちゃんと都市整備課で何本入るとか、そういうような計画をきちんとしていただいて、市民団体と相談するなりして、文字どおり行政と市民、そして私が今議員の立場で提案させていただいているわけですが、市民、行政、議員が手を組んだダイナミックな美しい瑞穂市づくりに邁進していただきたいと思うのですが、2点について御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

ボランティア団体のお話が今出ておりますが、実は各務原の桜回廊ですね、私は見てまいりました。昨年9月であったか、いち早く、各務原の市長とは特に懇意にしておりますので、その計画を聞いておりましたが、現在、25キロ計画されたうち18キロまで植栽がされております。その種類も約300種、それは一つのところに300種集めておみえになるところもあるわけですが、今180種類ぐらいを入れておるといってございまして。その植栽は、ほとんどがそれぞれの地域、ボランティア団体がかかわっておるといって聞いております。瑞穂市もそんなような形でできるようになるといいなと思っておるところでございまして。

先ほど、百梅園の話が出ました。これは、それぞれの町民の皆さん、安八でございまして、それぞれの御家庭にあります梅の木を一つあったら寄附する、梅木があったらということで募集をしてつくられたのが百梅園でございまして。このオープンしたときにちょうど私、巢南の町長でございまして、オープンの日のときにも行きました。この時期になりますと観梅の案内が来るわけでございます。ことしは3月2日でございまして、行けなかったわけでございますけれども、ございました。こういった形でやっておる。

そんなところから、私どもの方におきまして、議員御提案の、御家庭にお持ちの梅とか、旧巢南の方ではもみじが町の木になっておりまして、もみじの関係でそういう公園ができんかとか、いろいろなことが考えられるわけでございます。今、ここでどうということはお答えができませんけど、そういった議員の御提案のことにつきまして十分検討してみたいなと、このように思っておるところでございまして。

団体のことにおきまして、各務原におきましてはこういうボランティア団体が本当に幾つもございます。2万何千人というボランティアの数になっておるようでございます。そこら辺も十分勉強させていただいて、市の皆さん方にも、そこら辺のところも十分勉強させていただいて、取り組んでまいりたいなと思っております。

今ここで具体的に申し上げられませんが、ここまでの答弁にさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 具体的なことは、ボランティア団体を養成したり、それから団体ができるときに、また話し合っていたり、団体に限らず、市民の皆様からいろいろな御提案、御意見をいただいてやっていけばいいと思いますが、百梅園は、寄附した市民や事業所の名前がついているんだそうです。私も言ったことがあるんですけど、例えばそういうようなことをしたら、じゃあ私もしたいわという人もふえるんじゃないかと。これも市民の方からの提案でございました。

三つ目でございますが、ただいま、ボランティア団体を各務原市はずうっと養成してきたということが新聞記事にありましたが、これはこの間の 7 日の総括質疑でも申し上げましたが、3 月 29 日に地球環境講演会「美しい地球を子供たちに」、これはアメリカの大統領候補者だったゴアさんが書いた本だと思うんですが、「不都合な真実について語る」という講演会がございました。これが広報の市民伝言板に載りましたので、おや、瑞穂市でこういうことをやるのかしらと思ひまして、ずうっと私は待っていたというか、期待していましたので、携帯の連絡先に電話しましたところ、この中にスタッフも団体も瑞穂市の人はいないかと。探したけど、いなかったと。ただ、会場サンシャインホールの関係で瑞穂市でやることになったと。スタッフ会議をちょっとのぞかせていただいたんですが、何か東北の方から来て、瑞穂市でスタッフ会議もやっぴらっしゃいます。

それで、今まで、特に 2 番目の一般質問で申し上げましたように、一口で私が名前をつけるならば、まちづくり団体と仮称として言わせていただきますが、まちづくり団体、まちをつくる団体の育成が絶対に必要だと思うんです。市民の皆様の中には、何かしたいという方が少なからず見えます。この方たちが動き出せば、私もしたいという方がふえてくるものと思います。

そこで、この生涯学習の御案内、これも 4 年間の間の一般質問で何回としてきたんですが、市民サークル、クラブの現在までの扱い方が公平ではないということをおは今まで申し上げてきたんですが、もうやっぱりこのやり方の時代ではないと。つまりこのやり方の時代というのは、文化協会と体育協会ですか、文化と体育に限って補助金も出しているわけですね。そして、ホームページでも文化協会、体育協会だけ載せて、しかもサークル名は一切載っていませんね、ホームページには。この名称だけです。これも、私、一般質問して、ようやく出していただいたんですが、この中でも文化協会、体育協会と一般のクラブ・サークルの扱いは差をつけていますね、はっきり言って。ポイントも小さい文字で。一般団体には連絡先もないと、こういう状態ですが、これを一般質問したときの前今井教育長のお答えが忘れられませんが、「その団体が生涯学習に値する団体かどうか判断しかねます」というお答えで、もう何も言えなかったという覚えがありますが、ですから、文化と体育だけに限定して分類するのがもう時代おくれ

であるというのが私の考えです。

私は、仮称でまちづくり団体というふうに申し上げますが、今、各務原の話を申し上げましたので御理解いただけると思いますが、大体調べてみますと、「生涯学習」という言葉は、これは社会教育のごく一部だそうですね。本来行政というのは、市民に対して社会教育、つまり啓蒙・啓発をすることも行政の役割であると。そういうのが社会教育と、こういうふうに言うそうです。きょうは環境だけに限って言いますが、その中の生涯学習というのはごく一部だそうです。ですから、ここに取り上げられるもの、取り上げ方も、それがわかると、だから、こういうやり方になるんだなと思うんです。

そこで、教育委員会に今後の、これはもう本当に転換していただきたいんですが、まちづくり団体といいますか、社会教育の観点から、文化と体育に限らない、第3のまちづくりに関するような、社会教育に関するような団体の育成、支援、そして全部を対等に扱おうと、補助金も含めてですが、こういうお考えはいかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 林教育長職務代理者。

教育長職務代理者（林 鉄雄君） ちょっと今困っておりますが、通告とは違う内容で、大変大きな話だということをおもいます。この場での即答というか、回答はちょっと避けさせていただきたいとか、回答を持ち合わせておりませんので、申しわけありませんがお願いします。

議長（藤橋礼治君） 熊谷君に申し上げますが、通告のないものは質問されると執行部も困りますので、その点よろしくお願いします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 自主サークル、団体の公平な育成というふう書いてありますから、これは育成ですので、今ない団体も私としては含めたということです。同じ質問を市長に伺いたいと思います。市民協働の観点からお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この質問の要旨ですね。自主サークル・団体の公平な育成と支援という御質問でございますので、おっしゃるとおりかと思えます。前向きなお考えでございまして、こういうことも考えていかななくてはいけないなということ、私としましてはつくづく考えております。やはりまちづくり団体の育成におきまして、これから本当にいろんな意味で考えていきたい。前向きにいろんなことを検討していきたいなど。御提案を真摯に受けとめさせていただきたい、このように思っておりますのでございます。答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） 公平な育成と支援ですから、私は、通告とそんなに逸脱しているとは思

わないんですが、もう一回言いますが、これを説明すればわかっていただけるかと思うんですけど、公平ではないということなんです、この生涯学習の御案内を見ますと、社会教育、体育・文化関係の各種団体活動事業、これも自主団体であるわけですね。ここに社会教育と出ている。私は自主団体ということをはっきり載せましたので、そういうものを公平に今後扱っていただきたいという要望でございます。

ホームページなどでも検索ができるように、そしてリンクして、その団体の基本的な内容なども説明をつけていただきたい。公平な扱いをしていただきたい。その団体がもしホームページを持っていれば、既にこの中でも持っている団体があるわけですが、リンクできるようになっていませんね、市から。こういうことを言っているんです。文化協会なども持っていますが、リンクできるようにはなっていませんが、リンクできるようにホームページ上でも扱っていただきたい。これについて、先ほどのホームページのリニューアルの観点から御答弁いただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 各団体の活動を支援するという事はやぶさかではございませんが、市が持つホームページの中で、いわゆる任意団体、そういった団体のものを掲載するとなるとちょっと難しい面があるかと思うんですね。と申しますのは、やはり市のホームページで紹介する団体というのは、ある程度客観的に見まして公平性というのが求められるわけですね。その中に危惧されるのは、例えば政治色があるとか、宗教色があるとか、そういった団体が出てくると、そこを審査する能力が私たちにはないというか、細かく根掘り葉掘り聞いて、しんしゃくするというのはなかなか難しいと思うんですね。ですから、やはり独自で活動される団体は、やっぱり独自のあれであって、例えば市が支援する団体なんかであれば掲載するのもやぶさかではないと思いますけど、そこら辺はもう少し煮詰めて、御意見を賜りながら、どういう形のホームページにするのがいいのかということを検討させていただきたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8 番（熊谷祐子君） もっともな理由というふうに今までの私なら申し上げたと思いますが、もうここから引き下がれないという気持ちです。といいますのは、ほかの市町はほとんど載せているわけですから、今のような理由で載せないというのは、やはり瑞穂市の、これも市政のおくれであるというふうに言わざるを得ません。もしそのような政治団体とか宗教団体ですか、そういう心配があるなら、ほかのまちはそこをどのようにクリアして、各種団体、市民団体をあれだけホームページに載せているのか、ぜひ皆さんで職員研修をしていただきたいというのが、私の議員としての最後の要望でございます。

もう一つだけ、市民団体に関して要望を出しておきたいと思いますが、進んだ市町のホーム

ページでは、行政がやる行事、イベントというふうにインターネットでは出てきますが、行政、それから自主的市民団体にかかわらず、イベントカレンダーというのを出しているんです。これは岐阜県を見ればすぐわかります。岐阜県も出しています。講座なんかも全部一覧表で1ヵ月分出してあって、そこをクリックすれば、そのまた詳しいのが出ています。申し込みもそこからできるというふうになっています。

だんだんこのまちも活発になってきますと行事が重なることがありますね。特に議員の場合は幾つか行きたいところが重なるということもございます。そういうときにも、行政の方でも、そういうイベントカレンダーで、もちろん希望した団体だけですけれど載せれば、あまりかち合わずに市民の皆様が参加しやすいカレンダーというか、行事予定を組めると思います。ぜひ岐阜県のホームページをごらんになると出てきますので、名前は、全部イベントなのかしらとちょっと私も言葉には疑問を持ちますが、何しろイベントカレンダーというのを検索すれば各市町の一覧表も出てまいります。

ということで、今日は、私の4年間の任期の最後として一般質問をさせていただきました。財政状況を市民にわかりやすく公表していただきたい、ホームページ上、それから広報で。

それから、市民参加の協働のまちづくりのために、現在、自分たちでまちづくりにかかわりたいという市民が個別に見えますので、これをぜひ組織化して、市民協働のまちづくり、環境のよいまちづくりのために進めていただきたい。

それから、生涯学習の御案内に見られるように、これから、例えばまちづくり団体とか、こういうものを育成して、文化、体育に限らない分野も公平に育成、支援をしていただきたい。ホームページ上でも同じです。

幾つか御提言を申し上げました。ぜひ施策をダイナミックに進めて、すばらしい瑞穂市をつくっていただきますようにということで、私の一般質問を終わらせていただきます。議長（藤橋礼治君） 以上で、熊谷祐子君の個人質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、傍聴者の皆様方におかれましては、2日間大変ありがとうございました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後4時09分